平成２１年（フ）第３８７号
盛岡市向中野字鶴子10番地18
債務者　戸澤　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０５号
盛岡市上堂１丁目15番27号　コーポグリーン103号
債務者　大野美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４３５号
岩手県紫波郡紫波町中島字桜田54番地１　サンハイム・タニムラ103、旧住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保58番地９
債務者　菅原　峰子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４３８号
岩手県紫波郡紫波町片寄字川原84番地４
債務者　髙橋由加里
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４５号
岩手県奥州市胆沢区小山字尼沼25番地２　パルテ柏102号
債務者　村上　悦夫
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下12番地１　サンコーポラスいなわしろ２―104
債務者　工藤　稲子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字箱島甲967番地
債務者　角田　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1036番地４　グランドールエストＡ202
債務者　堀　　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
群馬県前橋市城東町２丁目10番５―605号　フィフティストームマンション５ｔｈ
債務者　高橋　志保
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２８号
群馬県前橋市堀越町553番地５
債務者　森橋　　睦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
群馬県佐波郡玉村町大字後箇221番地８
債務者　青木　広幸
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
群馬県前橋市天川原町２丁目10番地11
債務者　岩佐かをる
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1183番地３
債務者　駒形　英雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５６号
群馬県前橋市富士見町石井1068番地２
債務者　青木　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
群馬県前橋市朝倉町２丁目６番地　Ｎ―202号
債務者　内田万理子（旧姓海老澤）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
群馬県前橋市粕川町下東田面109番地１
債務者　福田千代子（旧姓天田）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
群馬県渋川市半田1108番地２
債務者　齊田　典子（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
群馬県伊勢崎市東本町112番地２
債務者　久保田泰弘
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所